

# 仙台市屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定

制定 平成 元年 3月23日仙台市告示第 72号  
 改正 平成 7年 4月 1日仙台市告示第218号  
 改正 平成 9年 3月27日仙台市告示第199号  
 改正 平成14年 7月 2日仙台市告示第796号  
 改正 平成22年 2月 9日仙台市告示第 48号  
 改正 令和 元年 5月17日仙台市告示第 24号

仙台市屋外広告物条例（平成元年仙台市条例第4号。以下「条例」という。）第4条第2号、第3号、第9号及び第10号の規定により、屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件を表示し、又は設置してはならない地域（以下「禁止地域」という。）、同条第8号の規定により禁止地域から除く区域を次のとおり指定したので、条例第31条の規定により告示し、平成元年4月1日から施行する。

（平成14年7月2日改正（（3）の表）は、同年8月1日から施行する。）

## 1. 禁止地域

### （1）条例第4条第2号の規定により指定する地域

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条の規定により指定された建造物から50メートル以内の地域

### （2）条例第4条第3号の規定により指定する地域

ア 文化財保護条例（昭和50年宮城県条例第49号）第3条第1項の規定により指定された建造物から50メートル以内の地域

イ 文化財保護条例第32条第1項の規定により指定された地域

### （3）条例第4条第9号及び第10号の規定により指定するもの

次の表の左欄に掲げる道路又は鉄道の当該右欄に掲げる区間（道路については休憩所及び給油所を除く。）又は地域

道路・鉄道	指定する区間又は地域	
	区 間	展望することができる地域
東北縦貫自動車道	市内全区間	路肩の両側又は高架部分の両側端から500メートル以内で、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域を除く地域。ただし、当該地域のうち都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域にあっては、当該区域の範囲のうち路面高以上の部分に限る。
一般国道6号 （仙台東部道路）	市内全区間 （名取市境から仙台港北インターチェンジまでの区間）	
一般国道45号 （三陸縦貫自動車道）	市内全区間 （仙台港北インターチェンジから多賀城市境までの区間）	
主要地方道 仙台南インター線 （仙台南部道路）	市内全区間 （仙台南インターチェンジから仙台若林ジャンクションまでの区間）	
東北新幹線	市内全区間	
		鉄道高架部分の両側端から500メートル以内で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域を除く地域。ただし、当該地域のうち都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域にあっては、当該区域の範囲のうち路盤面高以上の部分に限る。

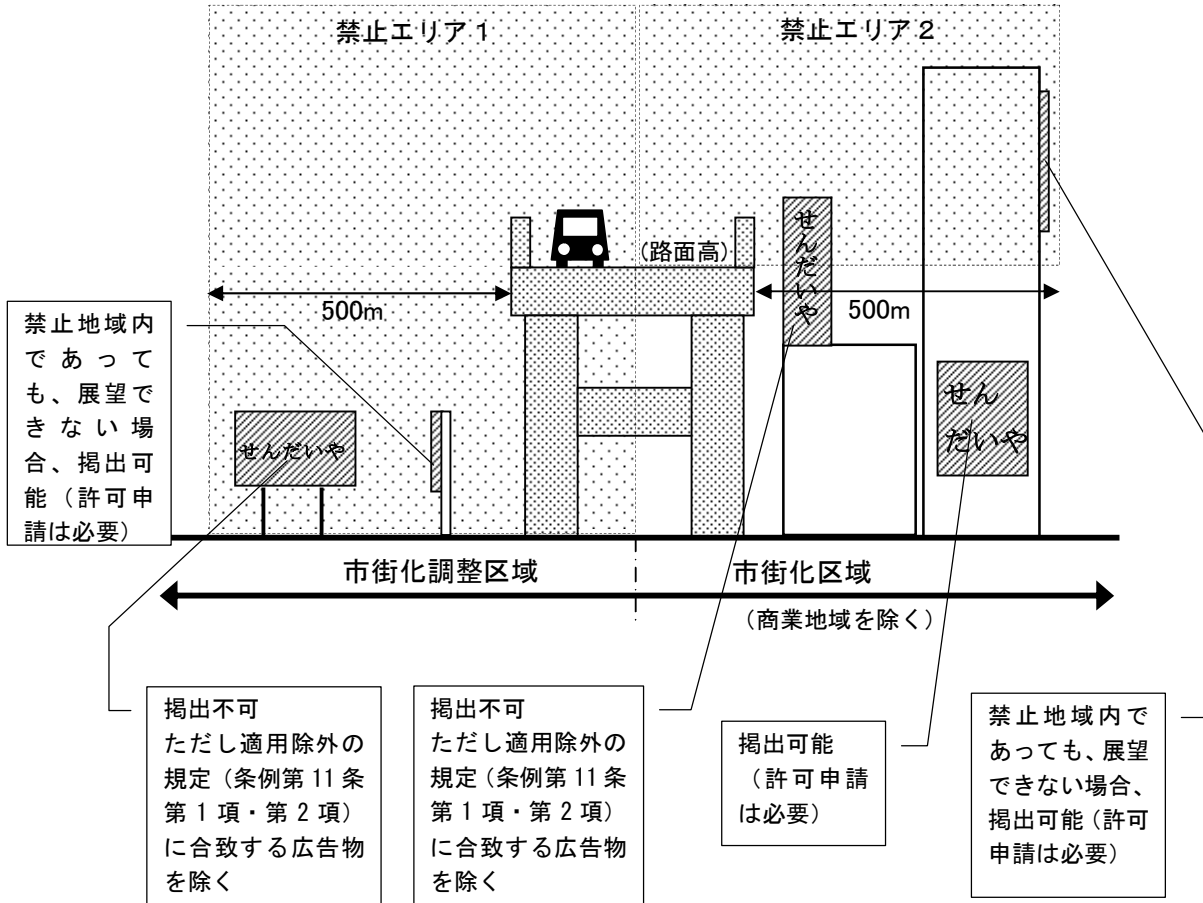
東北本線 仙山線 仙石線	市内全区間	
--------------------	-------	--

2. 禁止地域から除く区域

(1) 条例第4条第8号の規定により指定する区域

県立自然公園条例（昭和34年宮城県条例第20号）第3条第1項の規定により指定された区域のうち杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成16年仙台市条例第2号）第8条の土地利用方針に定める集落等環境保全区域B（ただし、定義の区域は除く。）の区域

(参考) 指定道路等から 500m 以内の禁止地域の考え方



※この参考図は、道路等から 500m の禁止地域を簡単に表現したものですので、計画時は必ず区役所へご相談下さい。

(参考) 杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成 16 年仙台市条例第 2 号）第 8 条の  
土地利用方針に定める集落等環境保全区域 B（作並）の区域図



※当該区域は、仙台市「杜の都」景観計画に定める行楽地ゾーンの作並温泉の区域と同一の区域です。